

令和7年4月8日

保護者様

刈谷市立亀城小学校校長

## 令和7年度「ラーニングの日」モデル事業の実施について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対し、ご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、愛知県では、家族と子どもが一緒に過ごせるしくみづくりの一環として、「ラーニングの日」を創設・導入しました。刈谷市におきましても、令和5年度10月より参画しました「ラーニングの日」モデル事業を令和7年度も引き続き実施することとなりました。

詳細につきましては、別添「保護者用リーフレット」をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1 取得可能期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※行事などの教育活動のために学校が設定した期間以外で、ラーニングの日を取得していただきますよう、「保護者用リーフレット」をご確認の上、ご協力をお願いいたします。

### 2 取得可能日数

3日間（1日ずつでも、2日または3日連続でも可）

### 3 届け出開始日

令和7年4月8日（火）より

### 4 申請方法

別紙「ラーニングの日 申請書」をご記入いただき、事前に申請する一番上のお子様の担任までご提出ください。

※取得日の前日までにご提出いただきますよう、お願いいたします。

※取得日の2週間前までにご提出いただければ、給食のカットが可能です。令和7年4月及び令和8年2月・3月につきましては、給食のカットに伴う事務の繁雑化をさけるために、申請の日時にかかわらず、給食のカットができないことをご了承ください。

### 5 その他

「ラーニングの日」を取ることで受けられない授業の内容は、各ご家庭で学習していただきますよう、お願いいたします。

※11月25日（火）は県民の日学校ホリデーのため学校はお休みです。

本件に関するお問い合わせ先

刈谷市立亀城小学校 教頭

電話番号 21-0225

愛知発の新しい学び方

# 「ラーケーションの日」

ラーニング Learning (学び) + バケーション Vacation (休暇)



愛知県では、未来につながる家庭での主体的な学び・体験的な学びを応援するために、「ラーケーションの日」を設けています。

子供の学び(ラーニング)と、保護者の休暇(バケーション)を組み合わせた、平日だからこそできる学校外での学習活動を、ぜひ子供と一緒に計画してみませんか。

令和7年2月  
愛知県教育委員会  
刈谷市教育委員会

## ラーニングの日とは

愛知県全体の「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「ラーニングの日」は、

子供が保護者等とともに、平日に、校外(家庭や地域)で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日 です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。保護者等の休暇に合わせ、年に3日まで取ることができます。

## ラーニングの日 活動例

「学びのキーワード」や、下記の活動例を参考に、「何について学ぶか」を事前に子供と話し合うことから「ラーニングの日」は始まります。学校外でしかできない学びを、子供と一緒に計画しましょう。

### ■ 学びのキーワード ■

自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・見学・創作・鑑賞・キャリア…

### 再発見！ 地域の史跡を巡ろう

平日は史跡をじっくり見学したり、ガイドさんから詳しく話を聞いたりできます。

地元や近隣にも意外と史跡はあるものです。



### 見つけた！ 公園の植物を調べよう

庭や公園で見つけた植物について親子と一緒に調べてみましょう。

学びのきっかけは身近なところにもたくさんあるはずです。



### 収穫の喜び 家族と収穫体験をしよう



私たちが口にしている野菜は、どのように育っているのでしょうか。収穫体験など、ふだんできないことを家族で体験してみましょう。

### 親子で芸術家 お互いのよさを比べ合おう



素敵な風景は自宅から近いところにもあふれています。家族みんなで絵をかき、お互いのよさを比べてみましょう。

### 五感を使って 自然と仲良くなろう

景色を味わう、鳥の声を聴く、空気を感じる…みんなで、自然に親しんではどうでしょう。

自然から学ぶことはたくさんあります。



### 気分はシェフ 授業で学んだことを生かそう

家庭科の授業等で学んだことを生かし、料理に挑戦しましょう。

家族だけのオリジナルレシピが完成するかもしれません。



# ラーニングの日 届け出の流れ

## 1 計画を立てる

子供と一緒に、「ラーニングの日」の計画を立てる。

### 計画すること

- ① 活動する日 ② 活動する場所 ③ 学ぶこと

<留意すること>

- 年に3日まで取ることができます。
- 保護者等と一緒に活動する必要があります。
- 受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。
- 身近な場所にも「学びの種」はありますので、必ずしも遠くに出かける必要はありません。

※ 県のWebページ「ラーニングの日」ポータルサイトには、計画づくりに活用できる「ラーニングカード」や、様々な学びを体験できるスポットや活動事例などを紹介していますので、参考にしてください。



「ラーニングの日」  
ポータルサイト



「ラーニングの日」  
活動事例集

## 2 届け出る

「『ラーニングの日』申請書」を事前に学校にご提出ください。

<留意すること>

- 事前の届け出が必要です。
- 2週間前までに届け出た場合は、給食費を徴収しません。それ以降の届け出の場合は、食材の発注を終えているため、給食費のご負担をお願いします。合わせて、2月3月につきましては、返金業務が年度をまたいでしまう場合があるため、給食費のご負担をお願いします。
- 行事などの教育活動のため、以下に記載されている日以外で取得してください。

(全校)

- 4月8日～11日（年度はじめ）、7月18日（1学期終業式）、9月1日～5日（学期はじめ）、10月18日・21日（運動会・予備日）、11月19日（152音楽会）、12月23日（2学期終業式）、3月24日（修了式）
- （5年）5月26日～27日（みどりの学校）
- （6年）4月17日（全国学力・学習状況調査）10月24日（修学旅行）3月19日（卒業式）

## 3 ラーニング

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

## 4 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。



## Q1 愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのですか。

A1 愛知県「休み方改革」プロジェクトでは、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指しており、その一環として「ラーケーションの日」が生まれました。総務省の調べでは、土曜日に働いている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しいご家庭が少なくありません。こうしたご家庭でも、平日に、子供と一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を作りました。

## Q2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことはできますか。

A2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

## Q3 「ラーケーションの日」に、どこかへ旅行に出かけてよいのですか。

A3 ラーケーションは、子供の学び(ラーニング) + 保護者の休暇(バケーション)ですので、学びの要素が必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりの活動ですので、家庭でよく話し合って計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても、ラーケーションは可能です。

## Q4 どのような活動であればラーケーションになるのですか。

A4 ラーケーションは、①保護者と一緒に使う、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②を満たす活動がラーケーションということになります。「ラーケーションの日 活動例」や、「学びのキーワード」などを参考にして、子供と話し合い、「何を学ぶか」をはっきりさせる必要があります。身近な場所にも、学びの種はたくさんあるはずです。

## Q5 昨年度と比べて変わった点はありますか。

A5 給食費の徴収につきまして、2・3月にラーケーションの日を取得される場合は、返金業務が年度をまたいでしまう場合があるため、届け出の日にちにかかわらず給食費のご負担をお願いします。

### <お問い合わせ先>

- |              |  |
|--------------|--|
| ■ 制度全般に関すること | 愛知県教育委員会 義務教育課 052-954-6799                    |
| ■ 届け出等に関すること | 刈谷市教育委員会 0566-62-1035<br>刈谷市立亀城学校 0566-21-0225 |

## 「ラーニングの日」取得に伴う欠食について

取得日の2週間前までに申請書を提出され、欠食を希望された場合は、給食を切ることができます。  
その場合の給食費については、次のようにさせていただきます。

### ・令和7年4月給食費

届け出日にかかわらず、給食のカットはできませんのでご了承ください。

### ・令和7年5月～令和7年12月分までの給食費

翌月集金する前月分給食費で欠食分を引いた金額で集金いたします。  
通帳の引き落とし額でご確認ください。

### ・令和8年1月給食費

1月集金で欠食前の金額を集金させていただき、後日現金で返金させていただきます。

### ・令和8年2月・3月給食費

届け出日にかかわらず、給食のカットはできませんのでご了承ください。

## 行事等のために「ラーニングの日」の取得を避けていただきたい日

(全校)

4月8日～11日（年度はじめ）、7月18日（1学期終業式）、9月1日～5日（学期はじめ）、10月18日・21日

（運動会・予備日）、11月19日（152音楽会）、12月23日（2学期終業式）、3月24日（修了式）

(5年)

5月26日～27日（みどりの学校）

(6年)

4月17日（全国学力・学習状況調査）、10月24日（修学旅行）、3月19日（卒業式）